

***** 保険料の納め忘れ、滞納にご注意ください *****

納期限から1年以上介護保険料を納めていない方は、滞納期間に応じて次のように保険給付が制限されますのでご注意ください。

- ◇1年以上滞納…費用の全額を利用者が一旦負担し、申請後に保険給付9割が支払われます。
- ◇1年6カ月以上滞納…保険給付の一部または全部が一時差し止めとなります。
- ◇2年以上滞納…利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

【介護保険サービス費の利用者負担】

自己負担割合

これまで、介護保険サービス費の利用者負担割合は一律1割でしたが、平成27年8月から、「合計所得金額が年間160万円以上で、年金収入等とその他の所得金額の合計が単身280万円以上もしくは2人以上世帯で346万円以上の方」の負担割合が2割に変更されます。また、利用者負担割合が変更されるにあたり、利用者負担割合証が発行されるようになります。利用者負担割合証は7月中に送付予定です。

高額介護サービス費

申請により、1カ月ごとの利用者負担額が上限額(利用者負担段階に応じて設定)を超えた額を、高額介護サービス費として払い戻しています。8月1日から、利用者負担段階の区分に現役並み所得者が加わります。
※現役並み所得者…同一世帯に住民税課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、該当者の収入が、単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方。

利用者負担段階	上限額
現役並み所得者(平成27年8月から)	44,400円
一般世帯	37,200円
住民税非課税世帯	世帯: 24,600円
・合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 ・高齢福祉年金受給者の方	個人: 15,000円
・生活保護受給者の方 ・利用者負担を15,000円に減額にすることで生活保護の受給者とならない場合	個人: 15,000円 世帯: 15,000円

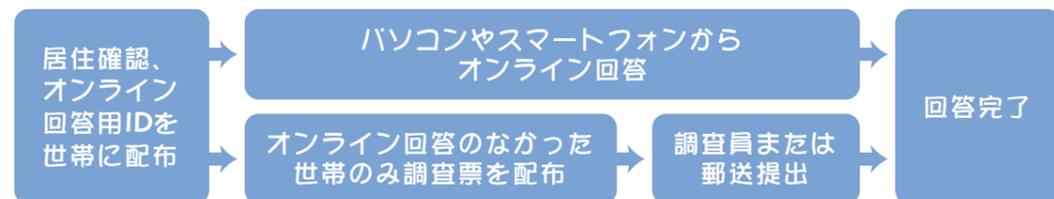
【問合せ】 役場福祉介護課 ☎885-0340 (内線113)

スマート国勢調査! ~今回の調査は、パソコン・タブレット・スマートフォンからもご回答いただけます~

10月1日を基準日に全国一斉の国勢調査を行います。国勢調査は、日本の人口や世帯に関する全数調査であり、国や都道府県、市区町村の行政の基礎資料として活用されるほか、学術・教育機関、企業など幅広い分野で利用され、私たちの暮らしに役立てられます。
調査対象は、10月1日現在、日本国内に住んでいるすべての人です。調査内容は「男女の別」「出生の年月」「就業状況」等、全部で17項目となっています。

▶調査の流れ **new** オンライン調査の先行実施

オンライン回答を推進するため、調査票の配布に先行して、オンライン回答期間を設定する方式で調査を実施します。調査員が、9月中旬に皆様のご自宅を訪問してオンライン回答用IDを配布しますので、パソコン・タブレット・スマートフォンからご回答をお願いします。オンライン回答のなかった世帯へは調査票を配布いたしますので、そちらにご記入ください。



国勢調査は「統計法」で厳格な秘密保護が定められています。回答いただいた内容は、統計以外の目的に使用することはありません。
~国勢調査については、「国勢調査2015キャンペーンサイト」をご覧ください~
<http://kokusei2015.stat.go.jp/>

介護保険料と介護保険サービス費が変わります。

介護保険では、介護保険給付に係る費用等や利用者の所得状況等を考慮して、定期的に制度の見直しを行っています。介護保険制度は、介護の負担を社会全体で支えあい、安心して暮らすための制度です。制度が円滑に運営されるよう、制度へのご理解と、保険料の納入にご協力をお願いします。

◎平成27年度の介護保険料 平成27年度から平成29年度までの保険料が決まりました。

65歳以上の方の保険料は、介護保険サービスに必要な費用等から算出された基準額をもとに所得に応じて決まります。介護保険利用者の増加等により、基準額が4,000円から4,500円に引き上げとなりました。また、所得段階が7段階から9段階へと細分化されました。

所得段階	対象となる方	保険料(月額)	平成27~28年度 ※平成29年度
第1段階	本人および世帯員全員が住民税非課税で、 ・合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 ・高齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者である方	4,500円×12カ月×0.45=24,300円 ※4,500円×12カ月×0.30=16,200円	
第2段階	本人および世帯員全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	4,500円×12カ月×0.75=40,500円 ※4,500円×12カ月×0.50=27,000円	
第3段階	本人および世帯員全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	4,500円×12カ月×0.75=40,500円 ※4,500円×12カ月×0.70=37,800円	
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが本人が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	4,500円×12カ月×0.90=48,600円	
第5段階	世帯に住民税課税者がいるが本人が住民税非課税で、 第4段階に該当しない方	4,500円×12カ月×1.00=54,000円	
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満	4,500円×12カ月×1.20=64,800円	
第7段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が120万円以上190万円未満	4,500円×12カ月×1.30=70,200円	
第8段階	本人が住民税課税で、 合計所得金額が190万円以上290万円未満	4,500円×12カ月×1.50=81,000円	
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上	4,500円×12カ月×1.70=91,800円	

保険料の納め方

介護保険料の納め方は、受給している年金(障害年金・遺族年金を含む)の額により2種類に分けられます。
【普通徴収】年金受給額が年額18万円未満の方…「納入通知書」もしくは「口座振替」で納めます。村より7月中旬に年間全8期分の納入通知書を送付しますので、取扱金融機関にて納めてください。
【特別徴収】年金受給額が18万円以上の方…「年金からの天引き」で納めます。
介護保険料の年額を、年6回に分けて年金から天引きします。
介護保険料は6月の住民税の確定にあわせてその年度の保険料を確定するため、4・6・8月は暫定的な額での徴収(仮徴収)となり、10・12・2月では確定した年額から仮徴収額を差し引いた金額を納めます。また、10・12・2月の支払額が4・6・8月と大きく変動する場合は、8月の納付額を増額させ、年間を通じて保険料をできるだけ均等にしている措置(平準化)をとります。
*年金額が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります。

保険料の納め忘れ、滞納にご注意ください

納期限から1年以上介護保険料を納めていない方は、滞納期間に応じて次のように保険給付が制限されますのでご注意ください。
▶1年以上滞納…費用の全額を利用者が一旦負担し、申請後に保険給付9割が支払われます。
▶1年6カ月以上滞納…保険給付の一部または全部が一時差し止めとなります。
▶2年以上滞納…利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。